

資料 5

● 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス（自立支援給付）

(1) 訪問系サービス	
居 宅 介 護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同 行 援 護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
(2) 日中活動系サービス	
生 活 介 護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	身体障がい者または難病を患っている人等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就 労 継 続 支 援 (A 型)	企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就 労 継 続 支 援 (B 型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就 労 定 着 支 援	平成30年度からの新設事業です。一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がい者や企業を支援します。
療 養 介 護	病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医 療 型 短 期 入 所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
福 祉 型 短 期 入 所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
(3) 居住系サービス	
共 同 生 活 援 助	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自 立 生 活 援 助	平成30年度からの新設事業です。入所施設や共同生活援助を利用していた障がい者等へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がい者等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

● 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス（障害児通所給付）

(1) 障害児通所支援	
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい児に対する児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度からの新規事業です。重症心身障がい児等の重度の障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
(2) 障害児相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がい児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

● 障害者総合支援法に基づき市で実施している地域生活支援事業

地域生活支援事業	
理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
相談支援	障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市区町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を提供することにより、障がい者を日常的に介護している家族の休息の機会を確保し、介護者の負担軽減を図ります。
訪問入浴サービス事業	地域での身体障がい者の生活を支援するために、在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な人に対し、訪問入浴を行います。
機能訓練事業	心身障害児に対し、理学療法・作業療法・音楽療法を実施し、発達・社会的自立を助長します
巡回支援員整備	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもや親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。